



2026年3月10日

各位

会社名 日本電子材料株式会社  
代表者 代表取締役社長 坂田 輝久  
(コード番号 6855 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 管理部門統括部長 石本 浩久  
電話 06(6482)2007

### 発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

2026年2月25日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式の売出しに関し、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行価格（募集価格）	1株につき	6,478円
(2) 発行価格の総額		11,266,537,600円
(3) 払込金額	1株につき	6,118.50円
(4) 払込金額の総額		10,641,295,200円
(5) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額	5,320,647,600円
	増加する資本準備金の額	5,320,647,600円
(6) 申込期間	2026年3月11日(水)～2026年3月12日(木)	
(7) 払込期日	2026年3月16日(月)	

(注)引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

#### 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出株式数		260,800株
(2) 売出価格	1株につき	6,478円
(3) 売出価格の総額		1,689,462,400円
(4) 申込期間	2026年3月11日(水)～2026年3月12日(木)	
(5) 受渡期日	2026年3月17日(火)	

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 第三者割当による新株式発行

(1) 払込金額	1株につき	6,118.50円
(2) 払込金額の総額	(上限)	1,595,704,800円
(3) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額	(上限) 797,852,400円
	増加する資本準備金の額	(上限) 797,852,400円
(4) 申込期間(申込期日)		2026年3月27日(金)
(5) 払込期日		2026年3月30日(月)

<ご参考>

1. 発行価格(募集価格)及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2026年3月10日(火)	7,190円
(2) ディスカウント率		9.90%

2. シンジケートカバー取引期間

2026年3月13日(金)から2026年3月25日(水)まで

3. 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限12,180,000,000円について、2028年9月末までに、全額をAI関連半導体市場の拡大に伴って増加するメモリー向けMタイププローブカード(MEMS技術を用いたプローブカード)への需要に対応した生産キャパシティ拡大のための新工場の建設資金12,500,000,000円の一部に充当する予定であります。

詳細につきましては、2026年2月25日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。